

離婚届の書き方と注意

黒インク又はボールペンで書いてください。

離婚届

令和 8 年 4 月 1 日 届出

山口県岩国市長 殿

受理	令和 年 月 日					
第 号						
通知(送付)	令和 年 月 日					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

(フリガナ)	夫	コウノ	タロウ	妻	コウノ	ハナコ
氏名	甲野 太郎		甲野 花子			
生年月日	平成 3 年 5 月 10 日		平成 2 年 9 月 1 日			
住所	山口県岩国市今津町 一丁目〇番〇号		山口県岩国市山手町 一丁目〇番〇号			
本籍	山口県岩国市今津町一丁目〇〇番					番地 番
(外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	筆頭者の氏名 甲野 太郎					
父母及び養父母 の氏名 父母との続き柄	夫の父	甲野 一郎	続き柄	長男	妻の父	乙川 和夫
右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には、 その他の欄に書いてください	母	美子	続き柄	二女	母	恵子
	養父		続き柄	養子	養父	
	養母		続き柄	養女	養母	
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚		<input type="checkbox"/> 和解		年 月 日成立	
	<input type="checkbox"/> 調停		<input type="checkbox"/> 請求の認諾		年 月 日認諾	
	<input type="checkbox"/> 審判		<input type="checkbox"/> 判決		年 月 日確定	
婚姻前の氏にも どる者の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫		<input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる			
	<input checked="" type="checkbox"/> 妻		<input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる			
未成年の子の名	山口県岩国市山手町一丁目〇〇番		筆頭者の 氏名	オソカワ ハナコ 乙川 花子		
父母双方が親権を行う子	甲野 夏美					
父(夫)が親権を行う子	甲野 次郎					
母(妻)が親権を行う子	甲野 春子					
親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子						
(協議離婚で親権者の定めをした場合) 相違なければ、それぞれが別のよう にするしをつけてください	夫	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。		妻	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	

【協議離婚の場合】
未成年(18歳未満)の子がいる場合は、夫婦双方の☑が必要です。

- 台湾
 - パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
- そのほかに必要なもの
- 調停離婚のとき→調停調書の謄本
 - 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
 - 和解離婚のとき→和解調書の謄本
 - 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
 - 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

事件簿番号

屋間連絡のとれる電話番号を必ず記載してください。

連絡先
電話 〇〇(×××) 〇〇〇

(6)同居の期間	平成 27 年 3 月 から	令和 6 年 12 月 まで
(7)別居する前の住	山口県岩国市今津町一丁目〇番地 〇号	
(8)別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>	
(9)夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他		
届出人署名(※押印は任意)	夫 甲野 太郎 印	妻 甲野 花子 印

【協議離婚の場合】
婚姻中の氏で各自署名してください。
【裁判等の離婚の場合】
申立人又は訴提起者が署名してください。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名(※押印は任意)	山川 菊夫 印	丙山 良男 印
生年月日	昭和 25 年 10 月 10 日	昭和 30 年 6 月 10 日
住所	山口県岩国市周東町 下久原〇〇〇番地〇	山口県岩国市玖珂町 〇〇〇〇番地〇
本籍	山口県岩国市由宇町 中央一丁目〇番	山口県岩国市錦町 広瀬〇〇番

【協議離婚の場合】
離婚の事実を知っている成年者(18歳以上)の署名が必要です。

婚姻のときに氏が変わった人は、次の中から選んでください。
①婚姻前の氏を名のり、婚姻前の戸籍に戻るとの戸籍に戻るに☑。もどる本籍、筆頭者を記載します。
②婚姻前の氏を名のり、自分で新しい戸籍を作る→新しい戸籍を作るに☑。新しい本籍、筆頭者を記載します。
③婚姻中の氏を名のり、自分の新しい戸籍を作る。→記入しないでください。同時に「離婚の際に称していた氏を称する届」が必要です。
※「離婚の際に称していた氏を称する届」は婚姻前の氏に復した後も離婚の日から3ヵ月以内であれば届出をすることができます。

未成年の子がいる場合は、次の☐のあてはまるものにするしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について
☑取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。
子育ての分担: 子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

親子交流について
☑取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。
親子交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の☐のあてはまるものにするしをつけてください。

養育費の分担について
☑取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。
養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

【協議離婚の場合】
未成年(18歳未満)の子がいる場合は、3項目についてそれぞれ当てはまる箇所☑をしてください。

【記入上の注意】
◎鉛筆や消えやすいインキ、消せるペンで書かないでください。
◎届書は一通で差支えありません。
◎署名は必ず本人が自署してください。
◎離婚届の「☐」には、あてはまるものに☑のようにするしをつけてください。

現在の住民登録をしている住所を書いてください。
※住所を変更するときは、住民異動届の手続きが必要です。

婚姻中の本籍、筆頭者を書いてください。

夫と妻のそれぞれの「実父母」の氏名を書いてください。

【離婚の種別】
・協議離婚
→証人が二人必要です。
・調停、審判など裁判離婚
→調停調書、審判書謄本、確定証明書等が必要です。

婚姻の際に氏が変わった人(どちらか一方)に☑をしてください。

未成年(18歳未満)の子全員について、親権を行う方の欄に氏名を記入してください。
親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子の欄は、家庭裁判所に申立てをしている子を記入してください。